

平成 29年 3月 27日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 中小企業等投資促進税制 (中小企業等経営強化法に基づく制度に一部変更創設)

青色申告書を提出する中小企業者等が新品の機械装置等の対象となる設備を取得や製作等をした場合に、取得価額の30%の特別償却又は7%の税額控除が選択適用できるものです。また、生産性の高い先進的な設備(※1通称:A類型)や生産ラインやオペレーションの改善に資する設備(※2通称:B類型)のいずれかを対象に、特別償却(即時償却)又は取得価額の10%の税額控除の上乗せ措置の適用を受けることができます。

今回、これまで対象外であった器具備品及び建物付属設備が追加されました。  
また、この制度の適用には「経営力向上計画」の認定を受ける必要があります。

【摘要期限は、平成29年4月1日から平成31年3月31日まで。】

	※1生産性向上設備(A 類型)	※2収益力強化設備(B 類型)
要件	①経営強化法の認定 ②生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備	①経営強化法の認定 ②投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備
対象設備	①機械及び装置(160万円以上) ②測定工具及び検査工員(30万円以上) ③器具及び備品(試験測定機器、冷凍陳列棚など)(30万円以上) ④建物付属設備(ボイラー、LED 照明、空調など)(60万円以上) ⑤ソフトウェア(情報を収集、分析、指示する機能)(70万円以上)	①機械及び装置(160万円以上) ②工具(30万円以上) ③器具備品(30万円以上) ④建物付属設備(60万円以上) ⑤ソフトウェア(70万円以上)
確認者	工業会等	経済産業局
その他の要件	①事業に直接使用する生産設備を構成するものであること ②国内への投資であること ③中古資産や貸付資産でないこと	
税制上の優遇措置	即時償却又は7%の税額控除(資本金3千万円以下若しくは個人事業主は10%) ただし、税額控除については、当期の法人税額の20%が限度です。	

- ◆ 特別償却不足額、税額控除不足額はいずれも1年間の繰越控除が可能です。
- ◆ 取得設備が機械装置の場合は固定資産税が3年間半分になります。
- ◆ 日本政策金融機関の低利融資や民間金融機関の融資に対する信用保証などの支援が受けられる